

平成22年1月29日

総務省

全国地上デジタル放送推進協議会

「地上デジタル放送難視地区対策計画（第2版）」の公表

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、「地上デジタル放送難視地区対策計画」（平成21年8月公表）を更新し、第2版として本日公表します。

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、情報通信審議会の中間答申（平成21年5月「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」等）を踏まえて、昨年8月に、平成19（2007）年までに開局したデジタル中継局に関連する地区を中心として難視地区と推定された約6千地区を調査し新たな難視と特定された地区の状況等について、「地上デジタル放送難視地区対策計画」（以下「対策計画」）の初版として策定・公表したところです。

今般、対策計画について、平成20（2008）年中に開局したデジタル中継局に関連する地区を中心に電波の実測調査によって新たな難視地区と特定された地区について追加し、対策計画が新たに確定したものについて対策手法、対策時期等を更新するなど、現在公表している総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html）にて更新版（第2版）を掲載しますので、お知らせします。

対策計画の更新概要は、別添のとおりです。

なお、対策計画は定期的に更新することとしており、本年7月ごろに次期更新版を公表する予定です。

（※）本報道資料では、更新版の概要のみ添付し、対策計画全体は上記総務省ホームページにて掲載しております。

【添付資料】

別添：「地上デジタル放送難視地区対策計画（第2版）」の概要

参考：地上デジタル放送難視地区対策計画の位置づけ

【関連報道資料】

「地上デジタル放送難視地区対策計画」（初版）の公表（平成21年8月31日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000035880.pdf

「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/taisaku/100113_1.html

「地デジ難視聴対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（初版）の公表（平成22年1月29日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000051975.pdf

【関連URL】

地上デジタル放送推進全国会議「地上デジタルテレビ放送に関する公開情報」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html

（連絡先）

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信推進室

担当：田中課長補佐、坂本係長

TEL：03-5253-5949

FAX：03-5253-5818

対策計画更新について

1 新たな難視地区に対する対策計画

平成21(2009)年8月公表した初版においては、2007年末までに開局したデジタル中継局に関連するものを中心として、電波の実測調査により特定された新たな難視約3,200地区(約8.2万世帯)について、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定したものについて対策手法、対策時期等を掲載した。

第2版においては、2008年末までに開局した中継局等の電波の実測調査によって新たに特定された難視地区を加えた約4,900地区(約13.0万世帯)について、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定(初版の対策計画の更新を含む。)したもの538地区について対策手法、対策時期等を掲載している。

2 デジタル化困難共聴施設に対する対策計画

初版においては、デジタル改修に当たり受信点の大幅な移設や伝送路整備費の経費試算が高額(800万円以上/施設)であるもの又は技術的に多大な困難があると判明した施設について掲載した。

第2版においては、掲載されている施設に限り、対策計画が策定された一部の施設のみを更新している。

今後、「デジタル化困難共聴施設」の基準等を再整理し、実態的にアナログ停波までに改修困難となる施設を特定し、その結果を本年夏の更新に反映することを予定している。

3 区域外波の受信困難地区の特定・対応手法

初版においては、区域外波(放送対象地域外の放送波)に対する受信の依存度の高い地域を特別な地域として対策計画の対象に加え、これに該当する地域として徳島県及び佐賀県における受信状況等を掲載した。

第2版においては、初版以降、区域外波が受信困難となる地域を特定、把握するための調査を行っていないため、新たな地区の追加等を行っていない。

今後、徳島県及び佐賀県以外の地域においても実測調査を行う予定としており、区域外波が受信困難となる地区について追加していくとともに、対策計画が確定した地区について対応手法、対応時期等を掲載する予定としている。

[1] 対策計画の目的

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、地上デジタル放送について、現行アナログ放送と同等のエリアをカバーすることを基本に中継局ロードマップに基づきデジタル放送中継局を整備している中で、電波の特性の違い等によりアナログ放送は受信可能であるがデジタル放送は受信困難となる世帯やデジタル混信の発生により受信困難となる世帯など、計算機シミュレーションの結果、デジタル難視世帯が全国約35万世帯発生すると推定した。

このうち、既に地上デジタル放送の電波が発射されている地域を対象に実測調査を行い、デジタル難視地区を特定した上で、デジタル難視の解消に向けて、受信状況、対策対象世帯数(範囲)、対策方法、対策時期などを示す「地上デジタル放送難視地区対策計画(以下、「対策計画」という。)」を策定し、以後、対策計画に基づき対策を着実に実施しデジタル難視の解消を図ることを目的とする。

[2] 対策計画の構成

- 1 新たな難視地区に対する対策計画(都道府県別・地区別)
- 2 デジタル化困難共聴施設に対する対策計画(都道府県別・施設別)
- 3 区域外波の受信困難地区の特定・対応手法(徳島県・佐賀県)

[3] 対策計画策定の対象範囲

1 新たな難視地区

地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送は受信困難となる地区(画質が劣化し、かつ受信電界強度が $51\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 未満となる個別受信世帯が存在する地区)を新たな難視地区とし、当該地区の範囲、対策手法等を提示する。

※地上アナログ放送が受信困難で、地上デジタル放送も受信困難と推測される世帯数「アナログも難視世帯」については、「市町村別ロードマップ(平成19年9月)地上デジタルテレビ放送の市町村別カバー世帯数のめやすを参照。

2 デジタル化困難共聴施設

辺地共聴施設のデジタル改修において、受信点の大幅な移設を要し、これにより受信点からヘッドエンドまでの伝送路整備費の試算が800万円/施設を超える自主共聴施設及び現地調査等において技術的に多大な困難があり現段階でデジタル化困難と判明した自主共聴施設をデジタル化困難共聴施設とし、当該施設の対策手法等を提示する。

3 区域外波の受信困難地区

区域外波(放送対象地域外の放送波)に対する受信の依存度の高い地域を特別な地域として対策計画の対象に加え、今回、これに該当する地域として徳島県及び佐賀県における区域外波の受信状況変化を実測調査し、個別アンテナで受信された地区において、地上アナログ放送が受信可能地域で地上デジタル放送が受信困難となる地区における受信側での対応手法を提示する。

[4] 対策計画に基づく対策の実施

- ・ 対策計画に示す対策手法が送信側での対策については、原則として、放送事業者が主体となって実施し、国等はこれを支援する。また、対策手法が共聴施設の新設など受信側対策であるものは、原則として、受信者側が主体となって実施し、国等はこれを支援する。
- ・ 対策完了予定時期がアナログ放送終了期限(平成23(2011)年7月24日)以降の地区については、暫定的かつ緊急的に衛星を通じた「暫定的難視聴対策」を実施するとともに、最終的に平成27(2015)年3月までに地上系放送基盤による対策の実施を目指す。

[5] 対策計画の更新

対策計画は、デジタル中継局の開局等に伴い、新たに判明したデジタル難視地区を追加する等、今後、これを定期的に更新する。